

【アメリカ】AIが生成した自動音声電話を違法とする FCC の宣言的決定

AI を用いて政治家・立候補者や有名人、あるいは家族の声を模倣した迷惑電話、またこうした電話による詐欺行為等が米国で問題化している。2024 年 1 月にはニューハンプシャー州の大統領選挙民主党予備選挙に関し、AI 生成と見られる、バイデン (Joe Biden) 大統領を装う偽電話による投票干渉 (不投票呼びかけ) が行われた。こうした状況を受け、2024 年 2 月 8 日、連邦通信委員会 (FCC) は、法令の適用を明確化するための、宣言的決定 (declaratory ruling) を発出した。同決定において FCC は、電話消費者保護法 (P.L. 102-243, 1991, 47 U.S.C. 227) による人工音声・録音音声の使用制限には、人間の声を生成する AI 技術が含まれることを確認し、同技術を使用した通話は、同法及びその規則 (47 CFR 64.1200 以下) の規制を受けるとした。

電話消費者保護法・規則は、緊急目的・免除規定に該当する場合を除き、人工音声・録音音声を使用して電話を発信するに当たって、受信者から事前の明示の同意を得ることを義務付けている (47 U.S.C. 227(b)(1); 47 CFR 64.1200(a)(1)-(3))。全ての人工音声・録音音声の伝達内容には、電話発信の責任主体の身元情報・当該自動音声電話以外の電話番号が明確に含まれなければならない (47 CFR 64.1200(b)(1)(2))。また、一定の場合には人工音声・録音音声の伝達内容に、受信者が発信停止要求を行うためのオプトアウトの仕組みが含まれなければならない (47 CFR 64.1200(b)(3))。同法は FCC 及び各州司法長官 (47 U.S.C. 227(g)) により執行される。私的訴権も規定されており、個人・組織は、違反につき差止命令・損害賠償を求める訴えを提起することができる (47 U.S.C. 227(b)(3))。

文教科学技術調査室・ローラー ミカ

- <https://docs.fcc.gov/public/attachments/FCC-24-17A1.pdf>
- <https://docs.fcc.gov/public/attachments/DOC-400393A1.pdf>

【カナダ】巨大プラットフォーム規制の枠組みを示す法律の制定

カナダでは、近年、オンラインニュースの広がりに伴い、グーグル、メタ等の巨大プラットフォームが広告収入を独占する一方、報道機関の閉鎖が相次いでいる。そこで、国内のオンラインニュース市場の公平性と持続可能性の向上を目的として、「オンラインニュース法 (Online News Act, S.C. 2023, c. 23, 全 93 条)」が 2023 年 6 月 22 日に制定され、同年 12 月 19 日に施行された。同法の規制対象は、その第 6 条に基づき、報道機関が作成したニュースへのアクセスを提供し、かつ報道機関に対して圧倒的な交渉力を持つ巨大プラットフォームである。当該プラットフォームは、報道機関が提起する、ニュース利用に関する交渉に応じる義務を負う (第 19 条、第 21 条)。交渉が合意に至らない場合、仲裁委員会が対価についての最終決定を下す (第 19 条、第 41 条)。ただし、当該プラットフォームが報道機関との間で所定の条件を満たす協定を締結しているとラジオテレビ電気通信委員会が認めた場合には、交渉への参加義務が免除される (第 11 条)。同条は、その条件として、公正な補償の支払、カナダのニュース市場の持続可能性向上への貢献、先住民のための報道機関への支援等を列挙している。

オンラインニュース法の施行に当たり、本来は例外規定である第 11 条の解釈を中心に議論が進み、2023 年 12 月 19 日に同法の適用及び免除に関する規則が施行された。規則第 9 条を根拠に、交渉参加免除の条件として、グーグルはカナダの報道機関に対し計 1 億カナダドル (物価指数による調整あり。1 カナダドルは約 107 円) を毎年支払うこととなった。他方、メタは同法を受け、カナダ国内でのニュース配信を停止している。 議会官庁資料課・瀬戸口 優里

- <https://laws-lois.justice.gc.ca/eng/acts/O-9.3>
- <https://canadagazette.gc.ca/rp-pr/p2/2024/2024-01-03/html/sor-dors276-eng.html>

【EU】防衛装備の共同調達に関する規則の制定

2023年10月18日、ロシアのウクライナ侵攻を背景に、EU内部の防衛能力の格差に対処し、防衛装備を共同調達するインセンティブを高めることを目的として、「共通調達を通じた欧州防衛産業強化のための手段の創設に関する規則」(Regulation (EU) 2023/2418)が制定された。当該規則は、2025年末までの期間における共同調達の奨励手段として補助金の拠出を行うもので、全17か条から成る。施行日は、2023年10月27日である。主な内容は、次のとおり。

補助金の拠出先として認められる国(以下「対象国」)は、EU加盟国のほか、アイスランド、リヒテンシュタイン、ノルウェー(この3か国は、いずれも欧州経済領域(EEA)及び欧州自由貿易連合(EFTA)の加盟国)である(第5条)。補助金の対象となる共同調達は、①緊急かつ重要な防衛装備のニーズに対応していること、②中小企業・中堅企業(SMEs and mid-caps)を含む欧州防衛技術産業基盤(European Defence Technological and Industrial Base: EDTIB)の競争力と効率性を高め、より強じんて安全なEUを実現する等の目的を有すること、③対象国の公的機関等の間での協力によること、という基準を満たさなければならない(第8条)。加えて、当該協力は新規のものであるか、又は既存の協力であれば新たな対象国を加えたものでなければならない、かつ、EU加盟国3か国以上が参加していなければならない(同)。補助金の総額は、3億ユーロ(1ユーロは約160円)である(第4条)。1件の共同調達に配分される補助金の額は、原則として、上記総額の15%を超えてはならず、各共同調達契約の見積額の15%を上限とする(第7条)。

海外立法情報課・芦田 淳

・ <http://data.europa.eu/eli/reg/2023/2418/oj>

【イギリス】2023年銃器法の制定

2023年9月18日、イギリスでは、2023年銃器法(Firearms Act 2023 c.49.)が制定された。同法は、全3か条から成る。

従来、1968年銃器法(Firearms Act 1968 c.27.)に基づき、①小口径(0.23インチ=約5.84mm以下)のミニチュア・ライフルやエアガンのみを使用する射撃場(rifle range or shooting gallery)の運営者と、②当該射撃場で射撃を行う一般人に対して、銃器免許証は必要とされてこなかった。しかし、法執行機関は、この措置により、不適切な者が銃器にアクセスすることができ、公共の安全が脅かされているのではないかと懸念を表明した。これを踏まえ、2023年銃器法は、1968年銃器法第11条及び第23条を改め、ミニチュア・ライフルの定義を22口径(0.22インチ=約5.59mm)以下のライフルに変更するとともに、上記射撃場の運営者には銃器免許証の所持を義務付け、警察の適性検査の対象とすることにより、規制を強化することとした(第1条)。

あわせて、弾薬(ammunition)の違法な製造を防止するために、1968年銃器法に新たな第3A条を挿入し、認可されていない量の弾薬を製造する意図をもって、その部品(弾頭など)を所持することを犯罪とする規定を設けた(第2条)。違反した者が起訴により有罪判決を受けた場合、5年以下の懲役若しくは罰金又はその併科に処せられる。

2023年銃器法第1条及び第2条の施行日は主務大臣の定める規則に委ねられており(第3条)、当該規則は2024年3月12日時点において未制定である。

海外立法情報課・芦田 淳

・ <https://www.legislation.gov.uk/ukpga/2023/49/contents>

・ <https://bills.parliament.uk/publications/52438/documents/3888>

【ドイツ】ベルリンにおける連邦議会選挙の再投票

2021年9月26日にベルリン州で行われた連邦議会等の選挙においては、事務手続の不手際により、投票所の一時閉鎖や投票時間の延長といった混乱が生じた。この結果、投票結果の真正性に対して市民等から異議が申し立てられ、連邦議会選挙については、連邦議会の選挙審査会が、2022年11月10日に、431の投票所における再投票を賛成多数で決定した（本誌 No.294-1, 2023.1, p.31 参照）。この決定に対し、より広い範囲での再投票を求める野党会派議員が連邦憲法裁判所に異議を申し立て、同裁判所は、2023年12月19日に、455の投票所について再投票が必要とされるという内容の判決を下した。

2024年2月11日、この判決に従い、ベルリン州で連邦議会の再選挙が行われ、その結果、与党会派（具体的には自由民主党（FDP））の議員数が1減少した。2023年6月に公布された改正後の選挙法ではなく、改正前の旧法に基づいて選挙が実施されたため、総定数に変動があり得、総定数も1減少した（本誌 No.296-1, 2023.7, pp.4-5 参照）。同年3月1日、連邦議会の連邦選挙委員会が選挙結果を確定し、会派・議員団の議員数は、次のとおりとなった。社会民主党（SPD）207、同盟90／緑の党118、自由民主党91、キリスト教民主／社会同盟（CDU/CSU）197、ドイツのための選択肢（AfD）78、左派党28、ザーラ・ヴァーゲンクネヒト同盟10（2024年2月2日、左派党から分離し、独立の議員団を構成することになった。）、その他・無所属6。

なお、連邦憲法裁判所の判決を契機に、連邦議会選挙の有効性の審査に関する連邦議会の権限を同裁判所に移管すべきとの意見も出ている。

海外立法情報課・山岡 規雄

- ・ https://www.bundesverfassungsgericht.de/SharedDocs/Entscheidungen/DE/2023/12/cs20231219_2bvc000423.html
- ・ <https://www.bundestag.de/abgeordnete/biografien/wiederholungswahl>

【ドイツ】食料品問題に関する市民評議会の報告書

2023年9月29日、16歳以上の国内在住のドイツ国民から連邦議会が抽選で選んだ160人の評議員から成る市民評議会「転換期の食：私事と国の任務の間」が、第1回の会議を開催した（本誌 No.296-2, 2023.8, p.33）。同評議会は、3回の対面式の会議と6回のオンライン会議を重ね、2024年1月に報告書を作成し、同年2月20日、連邦議会に提出した。

報告書では、①幼稚園・保育所・学校における児童への無償の昼食の提供、②省資源や動物福祉などに関する公的に認証されたラベルの添付による環境等を意識した購買の促進、③食品小売業者による消費期限内の余剰食品の慈善施設等への提供の義務化、④公的に認証されたラベル表示等による動物の飼育状況と産地の透明化、⑤「取り立てる（Fordern）」ではなく「促進する（Fördern）」ための食品に対する新しい税率（EU産の有機果実・野菜に対する付加価値税の免除、植物由来の乳製品・肉代替品に対する低税率、砂糖に対する税率の引上げなど）、⑥病院、リハビリテーション施設、高齢者施設、その他の介護施設における給食の質の改善（ドイツ栄養協会（DGE）の基準の遵守）、⑦動物福祉の促進のための畜産品消費者への課金、⑧エナジードリンクに関する年齢制限の設定（16歳。専門家の支持が得られるようであれば18歳。）、⑨養成課程への参加資格の緩和等による食品検査員の増加、検査結果の透明性の向上（生産から消費までの過程において簡易な形式で表示する。）の9点の政策が提言された。

バース（Bärbel Bas）連邦議会議長は、これらの提言の連邦議会における真摯な検討を約束した。市民評議会の評議員の多くは、提言の実現を希望する一方、連邦予算の制約等の観点から実現に懐疑的な見解もあったという。

海外立法情報課・山岡 規雄

- ・ <https://dsrserver.bundestag.de/btd/20/103/2010300.pdf>

【スペイン】 障害者政策に関する憲法改正

1978年に制定されたスペイン憲法の第49条は、公的機関による障害者の扶助、治療、リハビリテーション及び統合の政策の実現について規定していたが、障害者を表す言葉として「disminuidos」を使用していた。この言葉は、他に「価値のないもの」という意味を持ち、差別的なニュアンスがあったため、かねてから、障害者団体の中央組織であるスペイン障害者協会（CERMI）を中心に、用語を改める憲法改正を要請する意見が出されていた。こうした意見を受け、障害者を表す言葉を「persona con discapacidad」（障害を有する人）に改めた上で、第49条を2項に分け、第1項で憲法の保障する権利・自由の障害者による効果的な行使を規定し、第2項で公的機関による障害者の個人の自律・社会統合に関する政策の推進や障害者団体の参画の促進等を規定する憲法改正案が、最大野党・国民党と与党・社会労働党の会派の共同提案により、2023年12月29日、下院に提出された。同案は、2024年1月18日に下院で（賛成312、反対32）、同年1月25日に上院で（賛成254、反対3）可決された。憲法改正に対しては、一定数の国会議員が国民投票を要求することができたが、期限内に当該要求はなく、憲法改正は、同年2月17日に公布され、同日施行された。

右派政党「ヴォックス」会派の議員は、第49条第2項の末尾に加えられた「特に、障害を有する女性及び未成年者の特別な必要性に配慮するものとする」という1文がジェンダー・イデオロギーの表れであるなどと主張して反対票を投じた。

海外立法情報課・山岡 規雄

・ <https://www.boe.es/buscar/doc.php?id=BOE-A-2024-3099>

・ https://www.congreso.es/es/busqueda-de-iniciativas?p_p_id=iniciativas&p_p_lifecycle=0&p_p_state=normal&p_p_mode=view&_iniciativas_mode=mostrarDetalle&_iniciativas_legislatura=XV&_iniciativas_id=100%2F000001

【ロシア】 財産没収の対象犯罪を追加する法律

ロシア連邦刑法典（以下「刑法典」）では、犯罪者に対して科す国家の強制行為として、刑罰のほか「その他の刑事法的措置」（*иные меры уголовно-правового характера*）を規定している。具体的な措置としては、我が国で言う保安処分等のほか、「財産没収（*конфискация имущества*）」が存在し、殺人や麻薬取引等を対象に、犯罪収益等を没収することができる（第104-1条）（なお、「財産没収」については刑罰としての性格を有するという識者の見解もある。）。2024年2月14日、財産没収の対象となる犯罪を拡大する法案が、連邦法律第11号「ロシア連邦刑法典及びロシア連邦刑事訴訟法典の改正に関する連邦法律」として制定され、同月25日施行された。主な改正点は次のとおり。

財産没収の対象となる犯罪として、ロシア連邦軍、国家機関及び義勇兵組織等の活動に関する偽情報を故意に流布すること（刑法典第207-3条）並びに国家安全保障に反する活動の実施を故意に呼びかけること（同第280-4条）が追加された（同第104-1条第1項a号を改正）。またテロ活動・過激活動等に提供された資金のほか、新たに「ロシア連邦の安全保障に反する活動」（①ロシアの産品、技術又は武器の違法な輸出等、②現金・金融商品の密輸、③武装集団（ギャング）による犯罪行為、④犯罪組織の編成・参加、⑤武器・弾薬・爆発物の違法な取得等を指す。）に提供された資産等も財産没収の対象となる（同項b号を改正）。

前海外立法情報課・鎌倉 遊馬

・ <http://publication.pravo.gov.ru/document/0001202402140012>

【ロシア】行方不明者の親族のゲノム情報を登録する法律

2024年2月14日、連邦法律第16号「ロシア連邦における国家ゲノム登録に関する連邦法律」の改正に関する連邦法律（以下「改正法」）が制定され、同年5月14日から施行される。法案の共同起草者である下院安全保障・汚職対策委員会のピスカリョフ（Василий Пискарев）委員長は、2023年1月1日時点で、約1万2千体の身元不明遺体のうち、身元が判明するのは15.4%に過ぎないことを指摘し、同法案の発議は極めて重要だと述べた。

改正法の主な内容は次のとおり。「ロシア連邦における国家ゲノム登録に関する連邦法律」（以下「ゲノム登録法」）では、国家機関等による生体試料（ゲノム情報を含むヒトの組織及び分泌物）の採取・利用等及びゲノム情報の処理を行う活動を国家ゲノム登録と定義している（第1条）。犯罪によって有罪判決を受け、自由剥奪の刑に処された者、捜査活動中に生体試料を採取された身元不明者、犯罪の被疑者、身元不明遺体及び行政違反行為を理由として勾留された者に対しては、従来、国家ゲノム登録が義務付けられている。これに、行方不明者に関する捜査の迅速化等を目的として、新たに行方不明者の親族（生物学的血縁がある者で、親、子及び同じ親を持つ兄弟姉妹を指す。）を登録対象として加え、登録を義務付ける（第1条及び第7条を改正）。登録は予審機関又は捜査機関が内務省の機関の協力を得て行う（第9条を改正）。行方不明者の親族のゲノム情報は、行方不明者の発見まで（最長で70年間）保存される（第12条を改正）。なお国家ゲノム登録は、人及び国民の一般的に認められた権利と自由を尊重して行われ、人の生命及び健康を危険にさらし、その名誉と尊厳を損なってはならないと規定されている（ゲノム登録法第3条）。

前海外立法情報課・鎌倉 遊馬

・ <http://publication.pravo.gov.ru/document/0001202402140006>

【韓国】モバイル住民登録証の導入

韓国では、これまで、モバイル形態の運転免許証等が導入されている。2023年12月26日、住民登録法が改正され（法律第19841号）、住民登録証（17歳以上の者に対し発行される。）についても、従来のカード形態に加え、モバイル形態が導入されることとなった。この法律は、一部規定を除き、2024年12月27日に施行される。

改正の内容は、次のとおりである。市・郡・区の長は、カード形態の住民登録証の発行を受けた者の申請により、カード形態と同一の効力を持つモバイル形態の住民登録証（以下「モバイル住民登録証」）を発行することができる。モバイル住民登録証とは、スマートフォン等に暗号化された形で設けられた住民登録証をいう（第24条の2）。国の機関、地方自治体等による業務遂行において住民登録番号等の確認が必要な場合、モバイル住民登録証を用いても確認することができることになった（第25条第1項）。なお、他人の住民登録証（カード形態）、モバイル住民登録証の画像ファイル又はコピーを不正に使用した場合は、3年以下の懲役又は3千万ウォン（約330万円）以下の罰金が科せられる（第37条第1項第8号の2）。また、「家族関係の登録等に関する法律」第23条第2項において「住民登録証」を「住民登録証（モバイル住民登録証を含む。）」に改める等、他の法律における関係箇所の改正が行われた（附則第3条）。

関西館総務課・中村 穂佳

・ <https://www.law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=257201#0000>

【韓国】緊急通報番号 112 の運営等に関する法律の制定

韓国では、犯罪や事故等に関する緊急通報には 112、救急通報には 119 が使用されている。119 通報は、既に法律で規定されている一方で、112 通報については、警察庁の行政規則で規定されていた。このことについて、2022 年 1 月、112 通報に関する基本法を制定する法案が国会に提出された。この法案に対し、警察庁は、112 通報は国民の権利及び利益を保護すると同時に、国民の権利を制限するものでもあるため、法律での根拠を規定する必要があるという立場を示していた。この法案は、審議、修正の後、2023 年 12 月 8 日に国会本会議で可決され、2024 年 1 月 2 日、「112 通報の運営及び処理に関する法律（法律第 19870 号）」が制定、公布された。本則 18 か条及び附則（施行日の規定）から成り、2024 年 7 月 3 日に施行される。本法律は 112 通報について、通報の受付、通報に対する措置等を規定する基本法であり、今後、下位法令である大統領令で詳細が定められることとなっている。また、この法律により、「避難命令権」が導入された。警察庁長等は、112 通報を処理する過程で、災害、犯罪その他の緊急な状況が発生し、人の生命・身体が危険にさらされると認めるときには、一定の区域を定め、その区域内にいる人に対し、区域外への避難を命じることができる（第 8 条第 4 項）。正当な事由なく、この避難命令に違反した場合には、100 万ウォン（約 11 万円）以下の過料が科せられる（第 18 条）。

関西館総務課・中村 穂佳

- <https://www.law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=257787#0000>
- https://likms.assembly.go.kr/bill/billDetail.do?billId=PRC_V2E1O1S2V0J8U1J5E1G8Q0P9O3J0Y1

【中国】オゾン層破壊物質管理条例の改正

環境に優しい社会を意味する「生態文明」を目標とする中国は、2020 年の国連総会で、2030 年までのカーボンピークアウト、2060 年までのカーボンニュートラルの達成を約束した。オゾン層保護については、1991 年から 2022 年までに約 60 万トンのオゾン層破壊物質（ODS）の生産・使用を削減し、これにより 260 億トン以上の温室効果ガスの発生を抑制できたとされる。

2016 年、ODS に関するモントリオール議定書の締約国会議で、ハイドロフルオロカーボン（HFC。オゾン層を破壊しないが、温室効果が高い代替フロン）を規制対象に加えたキガリ改正が採択され、2019 年 1 月に発効した。2021 年、中国はキガリ改正の批准を表明し、同年 9 月に発効した。このキガリ改正の内容を踏まえた、2010 年制定の国务院の行政法規であるオゾン層破壊物質管理条例（本誌 No.244-1/2, 2010.8, pp.26-27 参照）を一部改正する決定が、2023 年 12 月 29 日に公布、2024 年 3 月 1 日に施行された（国务院令 770 号）。

改正後の条例は全 6 章 42 か条から成る。キガリ改正の目的が HFC の完全廃止ではないことを踏まえ、オゾン層破壊物質の定義が変更され（第 2 条）、大量の ODS を生産する組織における監視設備の導入義務（第 20 条）等が追加された。罰則については、無許可の ODS 生産（第 30 条）、無許可の ODS 使用、廃棄済 ODS の冷却剤等への使用（第 31 条）、生産許可量を超えた ODS 生産（第 32 条）、ODS 生産時の漏出等防止の不履行（第 34 条）、ODS の回収、再利用、無害化措置の不履行（第 35 条）、監督検査の拒否（第 40 条）について、過料の上限額が引き上げられ、第 20 条の生産組織による監視措置の不履行（第 36 条）、不正な手段による輸出入許可の取得（第 39 条）に対する罰則が追加された。

海外立法情報課・湯野 基生

- https://www.gov.cn/gongbao/2024/issue_11106/202401/content_6926763.html

【台湾】国家機密保護法及び政治文書条例の改正

台湾では、移行期正義（過去の政権による人権侵害を検証し、清算する取組。本誌 No.295-1, 2023.4, p.41 参照）実現のため、1945年8月15日から1992年11月6日までの間に、政府、政党機関等により作成された、国民党政権下の人権侵害に関する文書類（「政治文書」）の収集・公開を進めている。しかし、安全保障に係る国家機密を永久保存と定めた国家機密保護法第12条等により、政治文書の公開が所蔵機関により拒否される事態が起きていた。そこで、国家機密保護法及び政治文書条例の一部改正が進められ、ともに2023年12月27日に公布された。

国家機密保護法（全6章42か条。公布日同日に施行。総統令華総一義字第11200112991号）では、第12条に規定する機密保存期間を、永久保存から通常の状態の国家機密（絶密級）と同じ30年に変更したほか、本改正以前に永久保存とされた国家機密の保存期間について、施行日から2年以内に、本改正の規定に基づき改めて決定する（第39条の1）等の内容が追加された。

政治文書条例（全17か条。2024年2月28日施行。総統令華総一義字第11200113031号）では、国家機密保護法第12条の国家機密を含む政治文書について、機密解除されるまでは、機密等の部分を分離した複製を作成・公開する（第4条）、同文書は、最長40年で機密解除しなければならないが、安全保障上の必要性等がある場合、解除を延長することができる（第5条）としたほか、政党組織等の所有文書が国の公文書に指定された場合の、公文書館への移管義務及び罰則（第6条）、当事者のプライバシーへの配慮が必要な政治文書に対し閲覧等の申請があった場合の提供方法（第9条）等の規定が追加された。

海外立法情報課・湯野 基生

・ <https://law.moj.gov.tw/LawClass/LawAll.aspx?pcode=I0060003>

・ <https://law.moj.gov.tw/LawClass/LawAll.aspx?pcode=A0030312>

【オーストラリア】ヘイトシンボル等の禁止—刑法改正—

暴力的過激派による、インターネットを利用した若者等の勧誘や暴力の煽動、活動拡大を助長するヘイトシンボルの流布等に対し、これまで、刑法（Criminal Code Act 1995）のテロ行為（故意に人命、身体、財産等に重大な危害を与える行為等。第100.1条）処罰規定では十分な対応ができなかった。2023年12月11日、刑法等を改正し、新たな犯罪を設けることにより、これらの行為に対処するための法律（2023年テロ対策法（ヘイトシンボル等の禁止）改正法）が制定された（一部を除き2024年1月8日施行）。主な改正は、刑法第80節へのCA款「禁止されたシンボルの公然陳列・取引、ナチス式敬礼」（第80.2E条～第80.2M条。11か条）の追加、及び第474節へのHA款「暴力的過激派資料をインターネット等（carriage service）により利用する罪」（第474.45A条～第474.45E条。5か条）の追加である。主な内容は、次のとおり。

①ナチスのシンボル（鍵十字や親衛隊のルーン文字（double-sig rune）。第80.2E条）等に関する犯罪の新設。通常人なら人種的優位性又は人種的憎悪に基づく考えの宣伝と判断するような、ナチスのシンボルの公然陳列、公共の場でのナチス式敬礼の禁止（第80.2H条）。ナチスのシンボルが描かれた物品を、ナチスのイデオロギーと関連することを知らずながら取引（販売、販売目的での準備・輸送・隠匿・所持。第80.2G条）することの禁止（第80.2J条）。

②インターネット等を利用した暴力的過激派資料（深刻な暴力を描写し、同暴力への関与を指示し又は支援・助長する資料。第474.45A条）に関する犯罪の新設。インターネット等を利用した暴力的過激派資料へのアクセス、同資料又は同資料へアクセス可能なリンクの送信・公表・頒布・広告・宣伝等の禁止（第474.45B条）。

海外立法情報調査室・内海 和美

・ <https://www.legislation.gov.au/C2023A00113/asmade/text>

【オーストラリア】2023年公衆衛生（たばこ及びその他の製品）法の制定

豪州では、たばこ関連規制法として、1992年12月にたばこ広告禁止法が、2011年12月には、たばこの簡易包装（plain packaging）を義務付ける法律（たばこ簡易包装法）がそれぞれ制定された。2022年11月、簡易包装導入10周年を機に、両法律の所管大臣である保健・高齢者介護大臣から、「複雑かつ時代遅れで抜け穴だらけ」の現行法等を、新たな禁煙対策を加えた上で一つの法律に統合する予定であることが発表され、2023年12月14日、公衆衛生（たばこ及びその他の製品）法（以下「新法」）が制定された（2024年3月12日現在未施行）。新法施行と同日に、たばこ広告禁止法及びたばこ簡易包装法は廃止される。

新法で新たに規定された主な内容は次のとおり。①簡易包装の要件の追加：喫煙者減少を目的として、たばこの小売箱を、陰惨で買う気を無くするものとする様々な措置（「人に最も嫌悪感を抱かせる色」である Pantone 448C の使用、箱前面の75%以上をたばこに起因する疾病の画像及び警告文とする等）が既に講じられている。新法では更に、ブランド名や製品名にたばこの危害の軽減を錯覚させるような用語（ライト、マイルド等）の使用禁止（第73条、第85条）等が追加された。②電子たばこの広告・スポンサーシップの禁止：既存の、たばこ広告・スポンサーシップ（喫煙を促進する又は促進する可能性のあるイベント・活動・個人への寄付）の禁止に加え、電子たばこへも同様の禁止事項が課された（第2.4章、第2.5章）。これは、電子たばこが喫煙の「入口（gateway）」となるリスクが高いためである。③たばこ製造・輸入業者に、使用成分、販売・輸入量、マーケティング・販促費等を、毎会計年度、保健・高齢者介護省次官へ報告することを義務付けた（第5.2章）。

海外立法情報調査室・内海 和美

・ <https://www.legislation.gov.au/C2023A00118/asmade/text>

【フィリピン】国家雇用マスタープランの策定

フィリピンの労働部門は、失業、不完全雇用、労働者のスキルと実際に従事する仕事との不一致、若者の活用不足、労働者に対する社会保障支出の低さ等、様々な課題に直面している。このような状況の下、公平な雇用機会の確保及び異なる産業分野間の連携強化を促進し、労働者育成のための総合的なサービスを提供し、零細・中小企業への支援を推進するための国家雇用計画を法定化するために、2023年9月27日、国家雇用法（Trabaho Para sa Bayan Act: R.A.11962）が制定された（同月29日公布、10月14日施行）。

国家雇用計画とは、フィリピンの短期的・長期的な目標等を実現するための雇用創出及び雇用回復に関する国家のマスタープランを指し（第2条）、これには、目標等について、3年、6年、10年ごとの時間軸による計画を策定することが含まれる（第4条）。国家経済開発庁長官を議長とする国家雇用省庁間評議会が設立され（第5条）、同評議会は、次のような実施項目等を定め、国家雇用計画を策定する（第4条・第6条）。①零細・中小企業の設立、事業継続等の支援、②労働者に対するスキルアップ、リスキリング等の研修、③雇用主の労働者に対する企業ベースの研修実施の奨励、④労働者が雇用される可能性の高い産業の特定、⑤海外出稼ぎ労働者の帰国後の雇用促進及びフィリピン社会への復帰支援、⑥労働者、雇用主及び政府の対話の強化、⑦労働市場に新規参入する若者の就学から就労への移行に伴う問題の特定及び若者の失業への対処、⑧フリーランス等の支援、⑨海外からの移住労働者の権利保障等、全15項目が掲げられている（第4条）。また、同評議会は、国家雇用計画の策定に加え、その実施状況の監視、評価等も行う（第6条）。

海外立法情報課・日野 智豪

・ <https://www.officialgazette.gov.ph/downloads/2023/09sep/20230927-RA-11962-FRM.pdf>